

第12回 製造業の事業承継の進め方②

御堂筋税理士法人 税理士 香取 圭



■はじめに

皆さん、こんにちは。御堂筋税理士法人の香取です。前回は事業承継の進め方についてのお話をさせていただきました。最終回は、株式を承継するための対策と手法及び新事業承継税制の活用についてお話をさせていただきます。

前回の冒頭にお話しさせていただきましたとおり、中小企業の事業承継が進んでいない現状に政府は今後10年間を事業承継に対する集中期間として取り組みを強化していく方針を打ち出しました。そして平成29年12月14日に与党より公表された平成30年税制改正大綱に盛り込まれた「非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予の特例」では、これまであまり利用されなかった現状の事業承継税制に加え、平成30年1月1日から平成39年12月31までの10年間の特例として各種要件の緩和を含む抜本的な拡充が行われた特例制度の創設を目指すことになりました。今後は現行制度と特例制度という2つの事業承継税制が存在することになる予定です。

1. 事業承継における税負担の問題

事業承継を行うにあたり税制がどのような影響を与えるかというと、会社の経営権を後継者等に承継させるためには、株式を移転させる必要があり、譲渡所得税、贈与税や相続税などの税負担を考慮しながらすすめる必要があります。最小限の税負担にて株式の承継を行うために、株式の評価対策、承継対策スキームを検討していくことになります。

2. 自社株の評価方法

①自社株評価の方法

(1)評価方式の種類

株式を移転するにあたり株価を評価しなければなりません。そこで財産評価基本通達では3つの評価方法が基本となっています。

i) 類似業種比準価額方式

評価する会社の事業内容と類似する業種の1株当たりの株価・配当金額・年利益金額・純資産価額と比準させて求めた金額

ii) 純資産価額方式

評価時点の時価評価した資産から負債を控除した時価純資産の金額を発行済の株式で除して計算された金額

iii) 配当還元方式

その会社の年の配当金額を基に計算した金額

(2)評価会社の区分と評価方式

評価する会社を大手会社、中会社、小会社の3つに区分して、それぞれの会社の規模などを考慮して評価方式を定めています。

(3)取得者別の評価方式

株式の取得者が、その会社の中心的な株主であるのか、その中心的な株主グループに属しているか、これら以外の者でその会社にほとんど影響力を持たないものであるのかによってその株式の評価方式は異なります。

②株価に影響を与える要素

記載のとおり会社規模や株式を取得する人物などによりさまざまな株価が存在します。事業承継を行うにあたり株式を移転させるには株価が低い時に多くの株式を承継することがポイントとなります。株価に与える要素を理解しその要素を計画的に変化させ自社の状況に合わせた株式の承継が必要となります。

一般的に後継者が取得する際に使われる株価は、類似業種比準価額方式と純資産価額方式になってきます。

【類似業種比準価額に影響を与える要素】

類似業種比準価額方式は配当・利益・純資産で構成されているのでそれらの金額を下げる対策をする必要が出てきます。

【純資産価額に影響を与える要素】

純資産価額方式は資産を減らすか負債を増やして純資産を減らすかを考えいく必要があります。

上記要素をコントロールし、最適な株価により適切なタイミングで承継する必要があります。

3. 自社株式の引継ぎ方法

株式をだれがどれだけ所有していくかを意思決定し、株価対策とともに移転方法を検討していく必要があります。株式の移転方法には以下のような方法があります。

①一般的な方法

i) 厳年贈与制度

毎年基礎控除として110万円まで課税されませんが、相続税に比べて贈与税率は高く設定されているため一般的に長期的に株式を移転させていくケースで利用されます。

ii) 相続時精算課税制度

贈与された財産のすべてをその贈与時の時価で相続税の計算に持ち戻されます。贈与時に2,500万円までは贈与税を納付する必要はありませんが、それを超えるといったん超えた部分の20%を納付する必要があります。その場合でも贈与者が死亡した場合、相続税の納付すべき相続税額から控除されます。一般的に株価が下がった（コントロールして株価を下げた）タイミングで多くの株式を贈与し、相続の際にはその贈与した株価（急落した株価）で相続税が再計算されるため値上がりするような財産には有効な節税対策となります。

iii) 相続

対策をなにもしなければ、相続による承継をすることになります。相続はタイミングをコントロールすることはほぼ不可能ですので株価対策できずそのまま相続税が計算され、納税資金不足で問題になるケースも考えられます。

②贈与税・相続税の納税猶予制度

贈与税・相続税の納税猶予制度（以下事業承継税制）とは、先代の経営者から後継者に株式を生前贈与する時か相続させる時に使える制度です。

生前贈与した際は、その時の時価で100%猶予され、贈与者がなくなった時に贈与時の時価で相続財産に足し戻し相続税を再計算します。そしてその株式にかかる相続税を80%猶予してくれるという制度になりある一定の要件をクリアすれば最終的に免除になります。細かな要件はありますが以下に一般的な要件を記載させていただきます。

[事業承継税制を受けるための4つの条件]

i) 人の条件

先代経営者が満たすべき条件と後継者が満たすべき条件があります。

■先代経営者が満たすべき条件

【相続贈与共通】

会社の代表者であったこと・相続贈与直前に会社の筆頭株主であったこと

【贈与】

贈与時に代表者を退任していること（有給役員で残ることは可）

■後継者が満たすべき条件

【相続贈与共通】

相続開始時贈与時において後継者とその親族で過半数を所有しその内で筆頭株主であること

【相続】

相続開始の直前において役員であり、相続開始から5か月後に代表者であること

【贈与】

贈与時に20歳以上、贈与の直前において3年以上役員であり、かつ代表者であること

ii) 会社の条件

中小企業者であること、資産管理会社等でないことなど

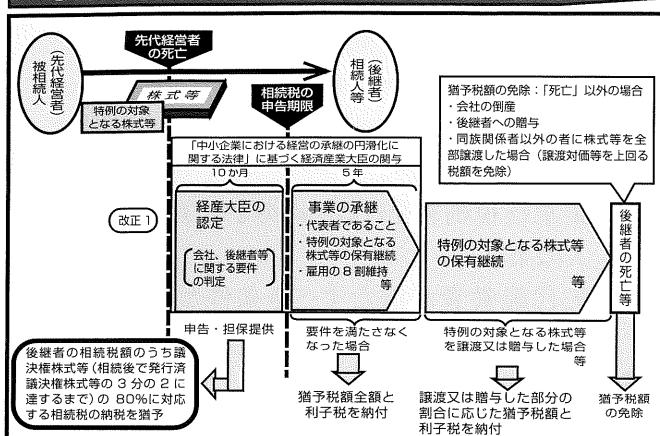
iii) 事業承継税制適用から5年間の条件

後継者が会社の代表者であり続けること、後継者が会社の株式を保有し続けること、会社が当該制度適用時の雇用を5年平均で8割維持すること

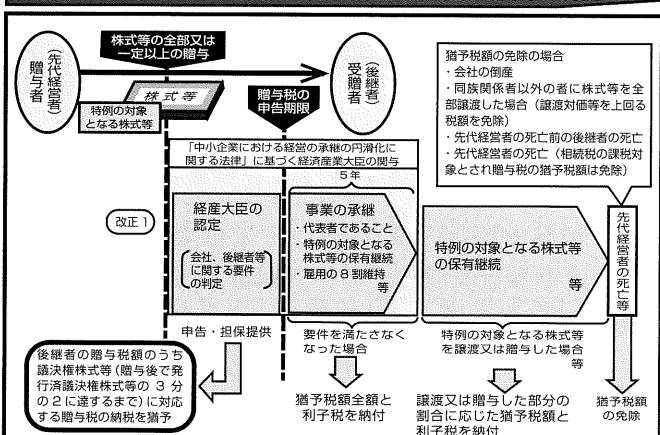
iv) 免除になるための条件

5年経過後後継者は代表からおりても雇用の8割の維持も必要なくなります。ただし株式は保有し続けなければなりません。どのような場面で免除になるのかといいますと後継者が同じ制度を使って次の後継者に事業を継承することができれば、税金が免除になります。

① 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例



② 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例



税務署参考資料より

4. 平成30年税制改正大綱に盛り込まれた新事業承継税制について

上記事業承継税制ですが、ご覧のように要件が厳しく納税猶予が途中で打ち切られた場合の納税リスクが非常に高かったことから平成20年創設以降細かな改正を重ねたものの適用件数がなかなか伸びませんでした。平成30年与党税制改正大綱では、中小企業の事業承継が進んでいない現状を踏まえ10年間の期間限定ではあるものの現在ある事業承継税制の特例として抜本的に拡充していくという方向性が示されました。実際には今年の2月に税制改正法案として国会に提出され、3月末に成立・公布というスケジュールになりますので、3月の国会に注目してみてください。

①贈与相続とともに納税猶予の対象となる株式を「発行済株式全株」とする。

(現行:発行済株式数の2/3が上限)

②相続税について、株式に対応する税額の全額を納税猶予の対象とする。

(現行:相続財産のうち対象株式の80%に相当する税額の猶予)

③納税猶予を受けることができる後継者を最大3名(すべて代表権が必要)に増加

(現行:後継者1名のみ)

④申告期限後5年の間に先代経営者以外の人から承継する自社株式も納税猶予の対象とする。

(現行:対象となるのは先代経営者からの承継のみ)

⑤申告期限から5年を経過した後に経営状況の悪化などを理由に自社株式を手放す場合、納税猶予の税額の一部が免除される。

(現行:どのような理由でも途中で手放した場合にはそれに対応する税額が全額納付の対象となる。)

上記のように大幅に緩和される見通しではありますか留意点としまして平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に取得する財産にかかる相続税や贈与税について納税を猶予するという時限立法となっております。また認定支援機関が作成した『特例承継計画』を平成30年4月1日から平成35年3月31日までに都道府県へ提出する必要があります。

5. さいごに

この事業承継税制の特例については、今までの事業承継の概念を変えるものであります。ただ、上記にも記載しましたとおり平成31年4月1日から平成35年3月31日までに認定支援機関が作成した「特例承継計画」を提出する必要があります。また、事業承継税制についてはしっかりとご理解されてからでないと大きな税負担が後々生じる可能性もあります。御堂筋税理士法人も認定支援機関ですので、事業承継税制についてご不明な点などお気軽にお電話メール等いただければと思います。

Tel:06-6205-8960

mail:info@mdsj.jp (担当:松本、香取、佐伯)